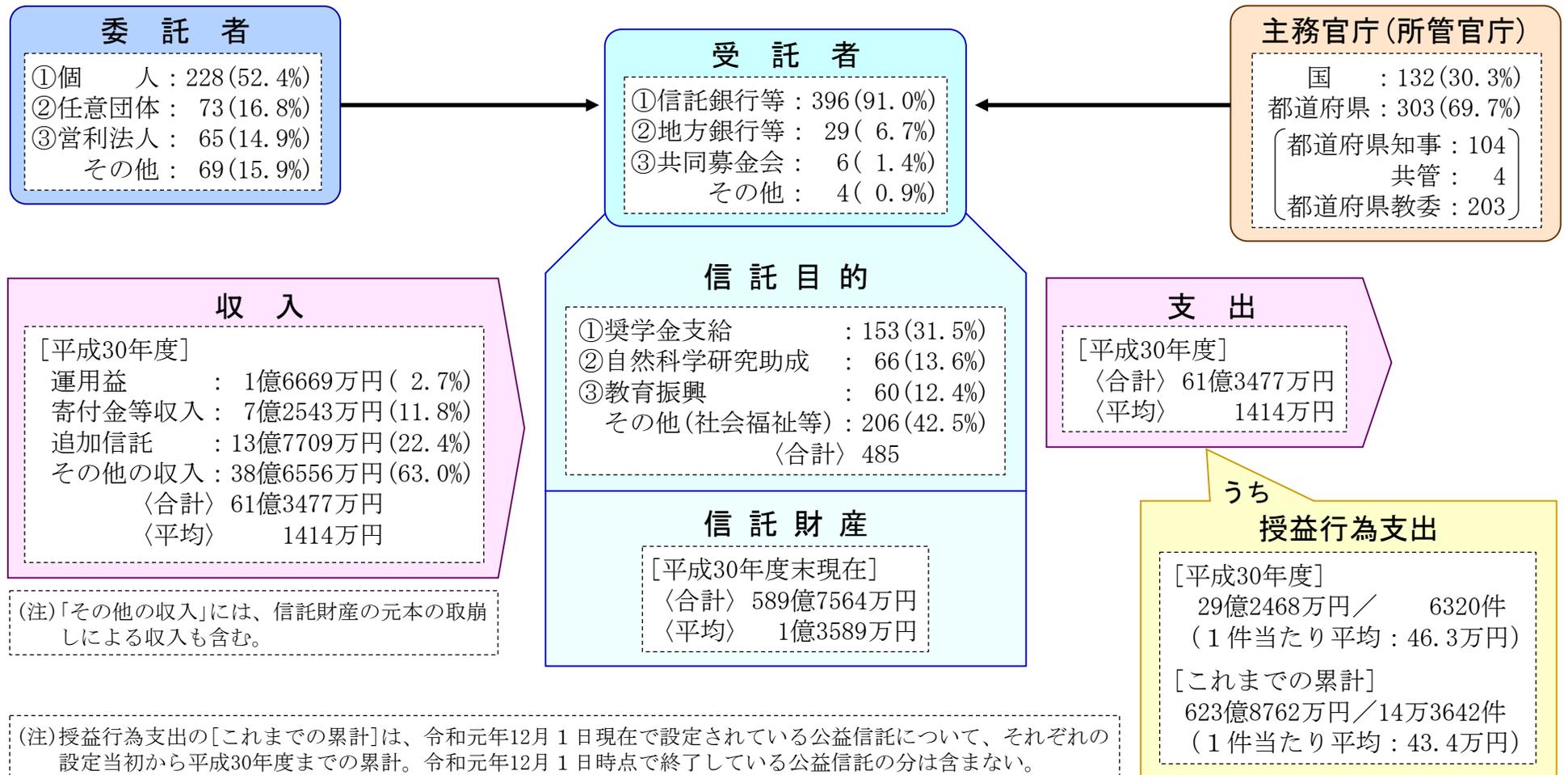


公益信託現況調査の概要

令和元年12月1日現在で設定されていた全ての公益信託（国所管の公益信託（地方支分部局の所管分を含む。）並びに都道府県知事所管の公益信託及び都道府県教育委員会所管の公益信託）を対象として、同日現在における状況の調査結果を取りまとめたものである。

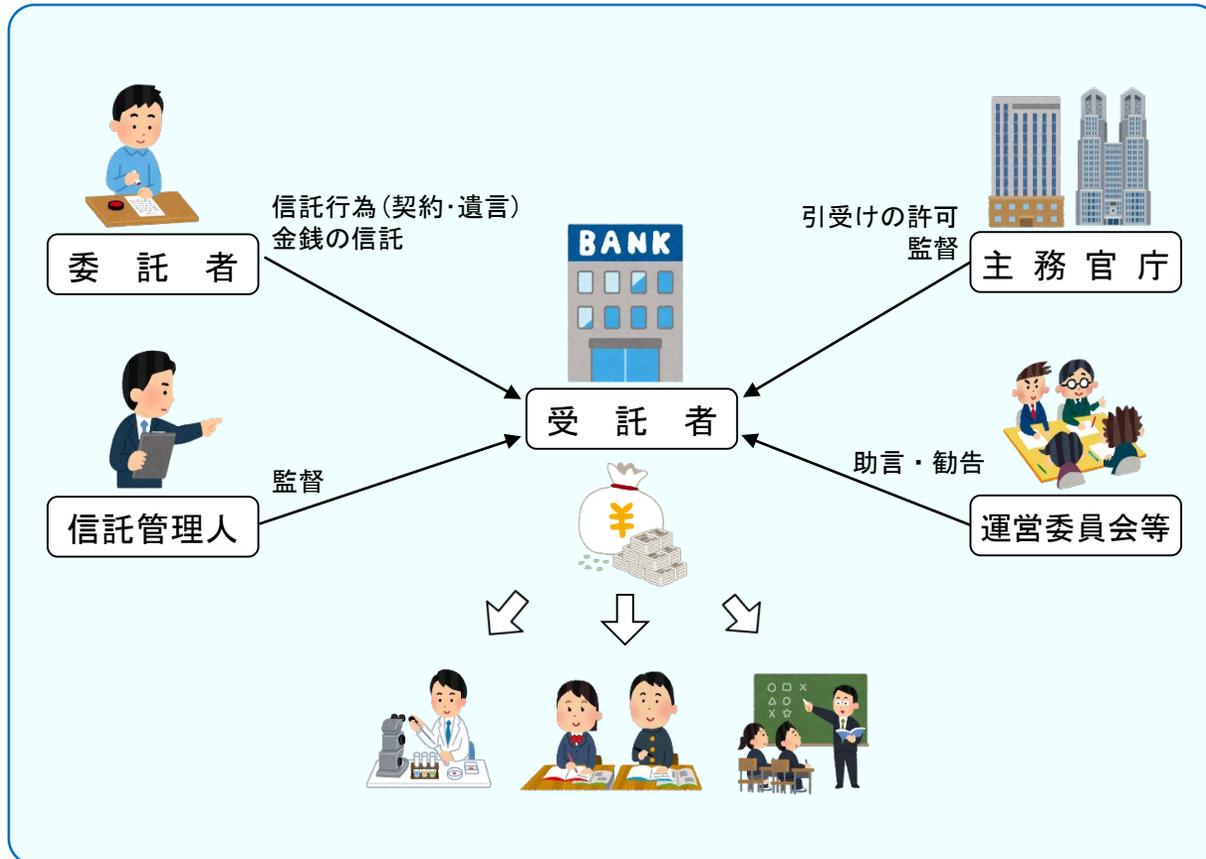
公益信託の数は435となっており、主な調査結果は以下のとおりである。



(参考) 公益信託制度の概要

公益信託とは、委託者が、一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。

※ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条で、公益信託は、信託法（平成18年法律第108号）第258条に規定する受益者の定めのない信託のうち、①学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもので②主務官庁による許可を受けたものをいうとされている。



信託行為（委託者が信託契約を締結又は委託者の遺言）により、信託の法律関係をつくり、受託者が主務官庁の許可を受けることによって効力を生じる。

公益信託は主務官庁の監督に属し、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業（授益行為）を行う。

信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。

運営委員会は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告等を行う（※法律上の制度ではない）。

※ 公益信託ニ関スル法律、信託法の所管は法務省になる。